



男女共同参画
せんだいプラン
2011

平成23年度～平成27年度

概要版

平成23年9月
仙台市

計画の基本的な考え方

■ 計画の目的と理念

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。また、同条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進します。

〔仙台市男女共同参画推進条例における基本理念〕

- ① 男女の人権の尊重
- ② 制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

■ 計画の位置づけ

「仙台市基本構想」及び「仙台市基本計画」を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。

また、「女性に対する暴力の根絶」の項目は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分については、「仙台市DV防止基本計画」として位置づけます。

■ 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間

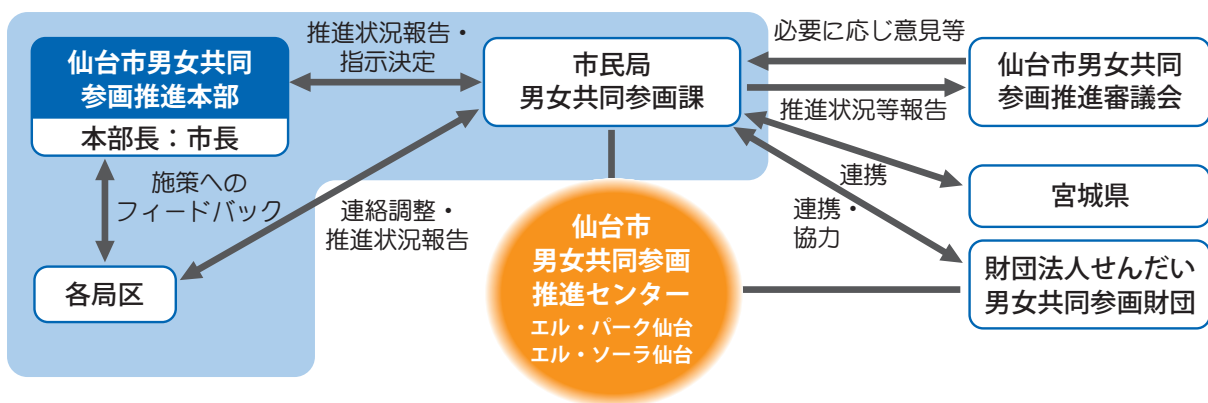
■ 計画の基本目標と優先的・重点的に取り組むべき課題

国の「第 3 次男女共同参画基本計画」なども踏まえ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために中長期的に取り組むべき柱として「基本目標」を定め、これまでの取り組みを発展させながら、男女共同参画社会の実現に向けて、一層の取り組みを進めていきます。また、本計画期間の中で特に優先的・重点的に進めていく課題を明確にし、「重点課題」として掲げます。

■ 計画の推進

計画の推進にあたっては、具体的な数値目標や指標を設定して取り組みます。優先的・重点的に取り組むべき分野に関しては、重点課題と達成目標を明確にして施策を推進していきます。

また、市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」をより有効に機能させるとともに、拠点施設である仙台市男女共同参画推進センターや、(財)せんだい男女共同参画財団、市民や企業と連携して、事業を展開していきます。



■ 計画の評価

評価にあたっては、行政による内部評価に加え、外部評価の手法も導入し、事業の成果等について、できるだけ客観的に判断していきます。数値目標・指標の状況や市民ニーズ等に関する調査の結果を踏まえながら、施策の推進状況を評価・点検し、その結果を公表するとともに、毎年度の評価の結果を次年度の施策に反映させながら、着実な推進を図ります。

基本目標と施策の方向

基本目標 1 政策・意思決定過程への女性の参画

いきいきとした豊かな社会を築いていくためには、男女がその性別に係わりなく、政策形成及び意思決定の場に参画することが不可欠であり、女性の積極的な参画を推進していきます。

施策の方向

- ① 仙台市の審議会等における女性委員登用の促進
- ② 仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進
- ③ 企業における経営方針立案や決定の場における男女共同参画の促進
- ④ 地域団体やNPO等における方針の立案や決定の場への男女共同参画の促進

■ 仙台市の審議会等の女性委員の登用率等

| | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 女性委員登用率 | 31.0% | 29.7% | 29.5% | 28.8% | 29.8% | 29.8% |
| ゼロ委員会数 | 12 | 9 | 9 | 9 | 9 | 7 |
| リスト登載者数 | 501人 | 584人 | 564人 | 585人 | 630人 | 615人 |

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 仙台市の管理職における女性の割合

| | 平成18年3月 | 平成19年3月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 女性管理職数 | 50人 | 55人 | 59人 | 57人 | 56人 | 61人 |
| 女性管理職割合 | 8.5% | 9.0% | 9.7% | 9.4% | 9.6% | 11.0% |

資料：仙台市総務企画局人事課

基本目標 2 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画のすそ野を広げるためには、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが重要です。子どもの頃からの教育・学習の推進や、男性や若者世代を対象とした広報・啓発などに取り組んでいきます。

施策の方向

- ① あらゆる場における教育・学習の推進や広報・啓発の充実
- ② 男性や若者世代を対象とした多様な学習機会の拡充
- ③ 子どもに関わる職種の人たちに対する意識啓発と研修の充実
- ④ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実
- ⑤ 若者の健全な職業観を育成する教育の推進
- ⑥ メディアにおける男女共同参画への理解の促進
- ⑦ 女性の生涯にわたる心身の健康支援
- ⑧ 男女共同参画の視点からの相談
- ⑨ 男女共同参画に関する情報収集・提供や調査研究の推進

がくがく

■ 楽学プロジェクト（職場体験）

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 講座数 | — | — | 21講座 | 32講座 | 38講座 | 35講座 | 30講座 |
| 参加者数 | 1,842人 | 926人 | 644人 | 766人 | 796人 | 1,248人 | 1,137人 |

※「楽学プロジェクト」とは、「自分づくり教育」の一環として、市内小中学校を対象に、夏休みにさまざまな職業のプロから話を聞き、将来の職業について考える機会を提供しているものです。なお、平成16年度は中学生・高校生、平成17年度は小学生・中学生・高校生の職場体験活動の参加者数となっています。

資料：仙台市教育局生涯学習課

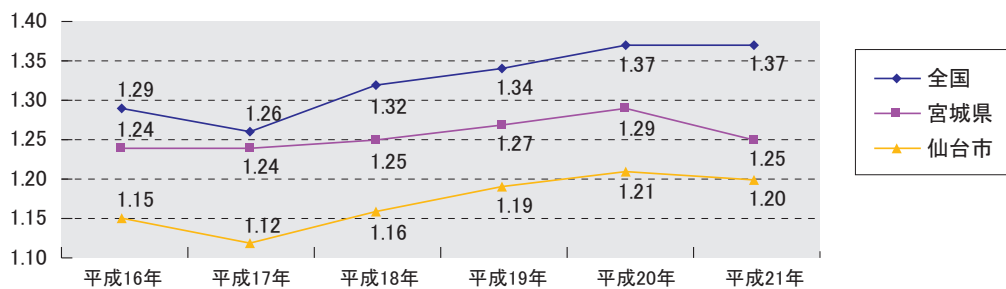
基本目標 3 男女の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現

少子高齢化の急激な進展と人口減少の時代にあつて、働く世代が担う子育てや親の介護などの負担は増加しており、男女がともに仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことがますます重要になってきていることから、そのための環境づくりを推進していきます。

施策の方向

- ① 男性の家事・育児・介護等への参加促進
- ② 多様なニーズに対応した保育や子育て支援サービスの展開
- ③ 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- ④ 企業における「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの啓発・促進
- ⑤ 働く男女の健康管理対策の推進

■ 合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」、仙台市健康福祉局健康増進課「保健統計年報」

■ 宮城県の民間事業所における従業員の育児休業取得率

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男女計 | 18.9% | 33.6% | 28.9% | 28.8% | 31.4% | 33.9% |
| 男性 | 1.2% | 2.6% | 3.2% | 4.0% | 4.1% | 2.2% |
| 女性 | 74.1% | 83.6% | 76.8% | 69.9% | 75.8% | 86.1% |

資料：宮城県「労働実態調査」

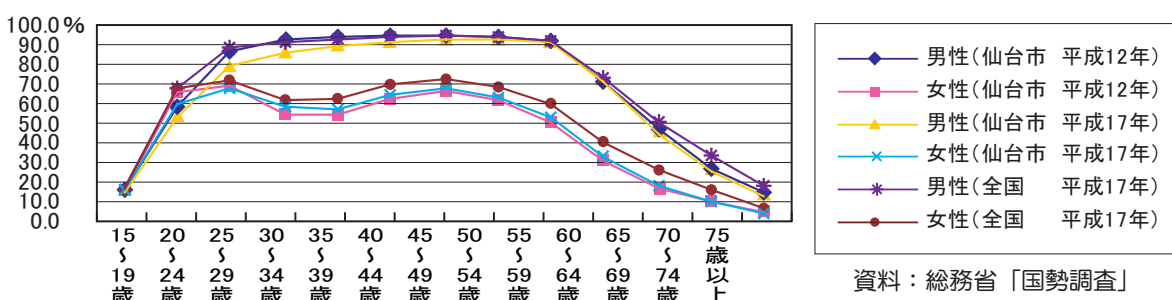
基本目標 4 あらゆる分野への男女の参画機会の確保

男女共同参画社会の形成に向けては、男女があらゆる分野で対等に参画し、責任を分かち合うことが重要です。従来の企業や社会における慣習にとらわれず、多様な属性や価値・発想を取り入れていくために、様々な支援を実施していきます。

施策の方向

- ① 女性や若者に対する就業・就業継続・再就職のための支援
- ② 雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの促進
- ③ 起業家や自営業に従事する女性への支援
- ④ 女性の能力発揮促進のための支援
- ⑤ ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- ⑥ 働く男女のための相談事業

■ 男女年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

基本目標 5 女性に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む女性に対する暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、将来の世代の育成にも懸念を及ぼしかねません。また、セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。

施策の方向

- ① 人権・非暴力の観点からの教育の充実
 - ② 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実（再掲）
 - ③ DVの根絶に関する啓発と再発防止に向けた取り組みの推進
 - ④ DV被害者に対する相談ネットワークの構築と支援体制の拡充
 - ⑤ DV被害者の自立に向けた支援の拡充
 - ⑥ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ⑦ 女性や子どもへの性犯罪の防止対策の推進
- ※ 仙台市DV防止基本計画

■ 宮城県警察におけるDV相談受案件数（宮城県警内）

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 受案件数 | 372件 | 430件 | 568件 | 757件 | 843件 | 1,348件 |

資料：宮城県警察本部

■ 仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数

| | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 108件 | 95件 | 141件 | 124件 | 110件 | 128件 | 106件 |

資料：仙台市市民局男女共同参画課

基本目標 6 震災復興と地域づくりにおける男女共同参画

震災復興に向けては、世代や性別、国籍や文化の違いなどを超えて互いに認め合い、共に支え合う地域社会づくりが一層求められています。大震災の経験と教訓をすべての人々が共有し、男女共同参画の視点に立った震災復興・防災対策の取り組みを進めます。

施策の方向

- ① 男女共同参画の視点からの震災復興・防災対策の推進
- ② 地域活動・NPO活動等における男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画に関する市民活動への支援拡充
- ④ 企業との連携及び市民活動団体との協働の強化
- ⑤ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会の拡充
- ⑥ 障害の有無や年齢、国籍や文化の違いにかかわらず共に支え合う地域づくりの推進

優先的・重点的に取り組むべき課題

I 政策形成及び意思決定の場に女性の参画を進めます

政策の形成や意思決定の場における男女共同参画は、社会の根本となる部分ですが、政治や行政、そして企業の意思決定などの場への女性の参画は、いまだに少ない状況です。仙台市が率先して、市の政策形成及び意思決定の場への女性の参画の促進に力を入れて取り組みます。

重点課題

- 1 仙台市の審議会等における女性委員の登用率の向上
- 2 仙台市の女性職員の管理職への登用促進

主な成果目標

| 項目 | 現状(直近値) | 目標値(平成27年度) | 担当局等 |
|-------------------|------------------------|--------------------|-------|
| 市の審議会等における女性委員の割合 | 29.8% (平成22年度末) | 35%以上 (平成27年度末) | 全局 |
| 市役所における女性管理職の割合 | 12.3% (平成23年4月1日現在) | 15.0% (平成27年度末) | 総務企画局 |

II 男女共同参画の視点から地域における活動を広げます

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性の参画による課題解決が重要です。地域団体等の意思決定過程への女性の参画を促し、男女が共に暮らしやすい地域づくりの促進を図るとともに、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進していきます。

重点課題

- 1 地域との連携による学習機会の拡充
- 2 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充
- 3 女性の視点を反映した震災復興・防災対策の推進

主な成果目標

| 項目 | 現状(直近値) | 目標値(平成27年度) | 担当局等 |
|------------------------------------|--------------------|--------------------|------|
| (財) せんだい男女共同参画財団による市民活動支援メニュー利用団体数 | 137 団体 (平成21年度) | 147 団体 (平成27年度) | 市民局 |
| (財) せんだい男女共同参画財団による出前講座の実施数 | 23 件 (平成22年度) | 30 件 (平成27年度) | 市民局 |

■ III 男女の仕事と生活の調和の取り組みを広げます

働く世代の男女が互いに尊重し合いながら、家事や子育て、介護など生活と調和を図ることが求められています。男性も直面する家事・子育てや介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や働き方の見直しを進めていくために、男性の視点からのアプローチや男女共同参画に対する男性の理解に向けた取り組みを進めるとともに、企業の実態を把握し、企業に向けての啓発を進めるなど男性の理解に向けた取り組みを一層推進していきます。

重点課題

- 1 男性の家事や子育てなどへの参加促進
- 2 企業における仕事と生活の調和の促進に関する調査と優良事例の広報啓発
- 3 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

主な成果目標

| 項目 | 現状（直近値） | 目標値（平成27年度） | 担当局等 |
|-----------------------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度 | 38.0% （平成21年度） | 100.0% （平成26年度） | 市民局 子供未来局 |
| 未就学児のいる男性の一日の平均家事時間 | 97分 （平成22年度） | 120分 （平成27年度） | 市民局 |
| 認可保育所定員数 | 12,045人 （平成23年4月） | 12,850人 （平成27年当初） | 子供未来局 |

■ IV DVの防止と被害者支援を進めます

DV被害の未然防止及び被害者保護のために、効果的な啓発・学習機会の提供等を実施するとともに、予防の観点から若年層への啓発を推進します。平成19年のDV防止法の改正により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となり、仙台市においてもその機能を担うことが求められています。相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めます。また、地域において生活する被害者への支援が十分とはいえない状況であるため、生活の支援や心のケアなどNPO等との連携のもと取り組んでいきます。

重点課題

- 1 DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の拡充
- 2 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実
- 3 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討
- 4 地域での被害者支援

主な成果目標

| 項目 | 現状（直近値） | 目標値（平成27年度） | 担当局等 |
|---|-------------------|--------------------|------|
| DV防止法の認知度 ※「名称と内容を知っている」と 「名称は知っているが内容は知らない」の合計 | 86.4% （平成20年度） | 100.0% （平成27年度） | 市民局 |
| 配偶者暴力相談支援センターの周知度 | 13.8% （平成20年度） | 50.0% （平成27年度） | 市民局 |



仙台市市民局市民協働推進部男女共同参画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL : 022-214-6143 FAX : 022-214-6140

E-mail : sim004180@city.sendai.jp

<http://www.city.sendai.jp/manabu/danjo/danjo/index.html>